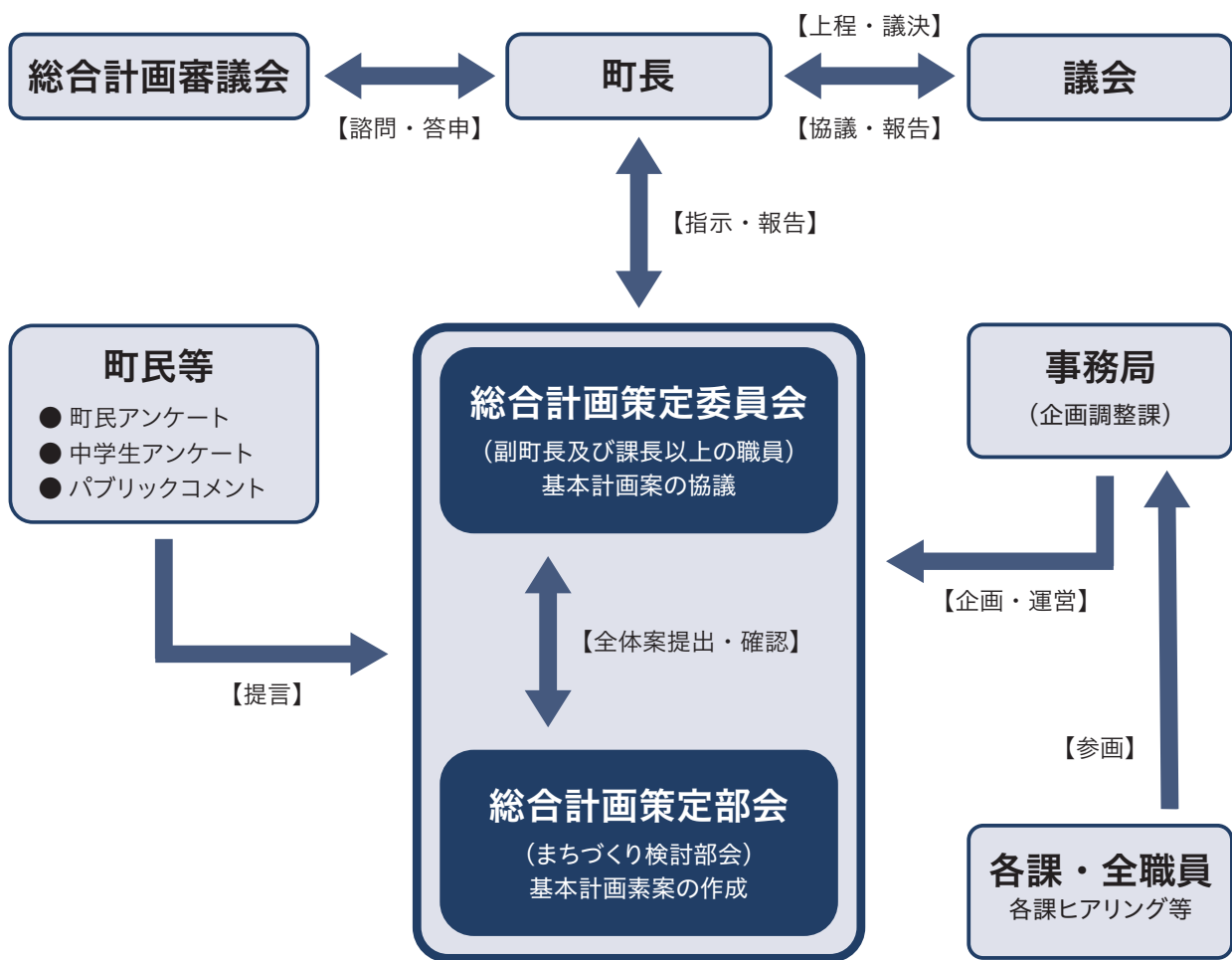


IV

資料編



安八町第六次総合計画の策定体制



会議名称	役割など
総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会の議員、公共的団体などの代表者、学識経験を有する者 20 名で構成し、総合計画策定に関する必要事項についての調査や素案を審議し、町長の諮問に対して答申します。
総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 副町長及び課長以上の職員で構成し、策定部会からの提示に対して意見・提言を加え、総合計画の素案を取りまとめます。
総合計画策定部会（まちづくり検討部会）	<ul style="list-style-type: none"> ● 各課職員で構成し、施策分野ごとに必要な協議・調整を行います。 ● 施策の提案や横断的な調整を図りながら計画のたたき台を作成し、策定委員会に提示します。

安八町第六次総合計画の策定経緯

年月日	会議・調査など	内容
令和4年 6月1日	第1回 総合計画策定委員会 第1回 総合計画策定部会	総合計画策定における、安八町の現況について
7月1日～ 7月15日	町民アンケート調査	本町の住民基本台帳に登録されている16歳以上の町民から無作為に抽出した1,500人を対象に意向調査を実施
7月21日	中学生アンケート調査	本町の住民基本台帳に登録されている中学生175人に今後のまちづくりに向けた意識調査を実施
8月5日	第1回 総合計画審議会(書面開催)	総合計画についての諮問、委嘱状の公布、総合計画策定方針について、町民アンケートの実施について
8月31日	第2回 総合計画策定委員会	第六次総合計画 骨子案、アンケート結果、職員提案事業、庁内検証シートについて
9月5日	第2回 総合計画策定部会	第六次総合計画 骨子案、アンケート結果、職員提案事業、将来像について
9月29日	第2回 総合計画審議会	アンケートの結果について、第五次総合計画・第2期総合戦略の進捗について、第六次総合計画基本構想 骨子案について
10月25日	第3回 総合計画策定委員会	第六次総合計画 骨子案 基本構想について
11月2日	第4回 総合計画策定委員会	第六次総合計画 骨子案 基本構想について
11月8日	第3回 総合計画審議会	第六次総合計画 骨子案 基本構想について
12月12日	第3回 総合計画策定部会	第六次総合計画 骨子案 基本構想について
12月27日	第4回 総合計画審議会	第六次総合計画 素案について
令和5年 5月16日	第5回 総合計画策定委員会	将来像・基本計画の見直しについて
5月17日	第4回 総合計画策定部会	将来像・基本計画の見直しについて
6月1日	第5回 総合計画審議会	第六次総合計画 素案について

年月日	会議・調査など	内容
令和5年 6月15日	第6回 総合計画審議会	第六次総合計画 素案について、パブリックコメントに向けた確認
7月1日～ 7月31日	パブリックコメント	安八町ホームページや企画調整課窓口などで意見募集
8月17日	第6回 総合計画策定委員会	第六次総合計画 案について
11月7日	第7回 総合計画審議会	パブリックコメント結果報告、総合計画の答申

安八町総合計画審議会設置条例

昭和 58 年 12 月 23 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、安八町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、安八町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 議会の議員

(2) 公共的団体等の代表者

(3) 学識経験を有する者

3 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 10 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 5 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 1 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

安八町総合計画審議会 委員名簿

NO.	区分	役職	氏名	備考
1	議会の議員	会長	大平 文雄	安八町議会 議員
2	公共的団体等の 代表者	副会長	棚橋 清隆	安八町区長会 会長
3		委員	高田 英雄	安八町商工会 会長
4		委員	坂 隆史	前安八町教育長 職務代理者
5		委員	金森 憲	前安八町民生委員児童委員協議会 会長
6		委員	金森 良太	前安八町青年のつどい協議会 会長
7		委員	北 純一	前安八町PTA連絡協議会 会長
8		委員	坂 愛江	前安八町子ども会育成協議会 会長
9		委員	渡邊 明博	安八町農業委員会 会長
10		委員	金森 勝由	安八町消防団 団長
11		委員	浅野 珠美	安八町女性防火クラブ 委員長
12		委員	渡辺 かず子	JA 西美濃女性部 副会長
13		委員	西松 直美	こども園園長 代表
14		学識経験を 有する者	委員	野村 大樹
15	委員		玉木 孝佳 ～令和5年3月	株式会社十六銀行 安八支店長
			柳 美喜 令和5年4月～	
16	委員		牛田 由美子	第8回日本美術展覧会 書部門入選
17	委員		浅野 真美	浅野撚糸株式会社 副社長
18	委員		木村 英二	住友化学株式会社 岐阜プラント総務部
19	委員	石原 英一	作家	
20	委員	清 伸二	税理士	

※敬称略

安八町総合計画審議会 諮問

安企諮第 1 号
令和 4 年 8 月 5 日

安八町総合計画審議会会長 様

安八町長 堀 正

安八町第六次総合計画の策定について（諮問）

第五次総合計画の目標年次である令和 4 年度を迎える中で、人口減少、少子高齢化の進行に加え、海外情勢や新型コロナウイルス感染症等による社会経済の急激な変化、災害の激甚化など、私たちを取り巻く環境は大きく変容しております。

本町においては、安ハスマート IC の供用開始により既存企業の発展、企業誘致の促進など、今後の町の発展に大きな期待が寄せられているところですが、さまざまな分野において更なる IT 化の推進や SDGs の視点を取り入れた行政運営が求められており、時代の潮流を見据えた、サステナブルな社会を実現するスリムで足腰の強いまちづくりが必要となっています。

そのため、今後の安八町の進むべき方向とそれを実現するための方策を明らかにする安八町第六次総合計画の策定について、安八町総合計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

安八町総合計画審議会 答申

安企審第1号
令和5年11月7日

岐阜県安八郡安八町
町長 岡田 立 様

安八町総合計画審議会
会長 大平 文雄

安八町第六次総合計画の策定について（答申）

令和4年8月5日付け安企諮第1号で諮問された、安八町第六次総合計画について、当審議会では7回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。

当審議会では、まちづくりに関する各分野で活躍する委員が、それぞれの経験や考え方に基づきながら、「安八町をより良いまちにしたい」という共通の想いをもって意見を出し合ってきました。また、町民アンケートやパブリックコメント、策定委員会など、多くの住民や行政職員も計画策定に係わり、様々なご意見をいただくこととなりました。

その結果として、基本構想に「笑顔と活力が循環し光輝くまち」を将来像として掲げ、実現に向け「ひと」「しごと」「まち」をキーワードとした3つの重点プロジェクトを位置づけました。さらに、基本計画において、施策の大綱ごとに重点施策を位置づけ、将来像の具体化に向け、実現性の高い方針を定めました。

以上の結果を踏まえ、当審議会において、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進に関しては、住民の理解と協力が不可欠であることから、審議会の審議過程で出された意見や住民の皆さんのご意見などを十分に尊重し、計画の実現に向けた適切な進行管理を行い、効果的かつ効率的な町政運営に努められるように要望いたします。

〈添付書類〉

- ①安八町総合計画審議会委員名簿
- ②安八町第六次総合計画（案）



用語解説

あ行	
空家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家の利活用を希望する人に紹介する制度
一般財源	地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額であり、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源
インフラ	インフラストラクチャー（Infrastructure）の略。産業や社会生活の基盤として整備される建築物や道路・橋りょうなどの施設や上下水道、電気・ガス、情報通信などの設備
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、大気中の熱を吸収する性質のあるガス
オンライン	端末がインターネットなどの通信回線に接続されている状態
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、森林などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼロにする取組
共助	自律した個人が主体的に関わり、協力して互いに助け合うこと
協働	町民と行政が、対等な立場で相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、連携・協力すること
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ財政運営にゆとりがあり、高ければゆとりがないこととなる。一般的に70%～80%が適正水準とされる
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性が1年間に出産した子どもの数をもとにして、一人の女性が生涯に産むと予測される子どもの数の平均数を算出したもの
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還などに要する経費
公助	公的機関によって提供される援助
更新投資額	施設などの耐用年数経過に基づく更新のために投資する経費
国土強靱化	事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等に備えること
国立社会保障・人口問題研究所	人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度について研究を行う厚生労働省に所属する機関
国庫支出金	国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金など

か行	
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団、地域社会、共同体
さ行	
再生可能エネルギー	エネルギー資源のうち、比較的短時間で自然的に再生されるため、資源そのものの枯渇を懸念せずに利用できる資源の総称。 主な再生可能エネルギーとしては、太陽光、風力、水力、波力、地熱、太陽熱などが挙げられる
財政指標	決算数値から自治体の財政状況を測る指標。財政状況を測る観点によって、さまざまな指標がある
財政力指数	地方自治体の財政力を示す指数として用いられるもので、この数値が高いほど財源に余裕があるとされている
ジェンダー	社会的・文化的につくられてきた男女の違いのことで、生物学的な性差とは区別されるもの
市街化区域	都市計画法に基づき決定された区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を行うべき区域市街化調整区域
市街化調整区域	都市計画法に基づき決定された区域で、市街化を抑制すべき区域
自助	他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること
実質公債費比率	地方自治体の財政力を示す指数として用いられるもので、地方自治体の収入に対する負債返済の割合
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とした制度
シビックプライド	単なる自分の暮らすまちや地域への郷土愛ではなく、自分自身が関わって地域をより良くしていこうとする意識を伴う自負心のこと
社会保障費	年金・医療・介護などの社会保障制度によって、国や地方自治体が国民に対して支出する費用
循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会
人口ビジョン	各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの
ストックマネジメント	施設の修繕・改築等を最適化するための長期的な計画や施策
スマートIC	サービスエリア、パーキングエリア、バスストップなどから高速道路に乗り降りができるように設置されるETC専用のインターチェンジ

さ行	
スマート農業	ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用した農業のことで、生産性の向上や人手不足の解消などに寄与することが期待されている
成年後見制度	認知症などにより判断能力が不十分な人の財産管理や契約の締結などを、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代わりに行う制度
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる
総合戦略	全国的に進む人口減少とまちの衰退を食い止めるため（地方創生）、「まち」「ひと」「しごと」に視点を置き、行政をはじめ、町民、地域、団体、企業など地域全体でまちの活性化に取り組む計画
た行	
脱炭素社会	現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、化石燃料に依存する社会構造を変革し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の活力、構成員としてともに生きていくこと
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み
地方交付税	本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、国が地方に代わって徴収する地方税
地方債	地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ
地方税	課税主体が地方公共団体となり、住民税、事業税、固定資産税、地方消費税、自動車税などがある
地目	土地の主たる用途による区分を表す名称。田・畑・宅地・池沼・山林・原野・墓地・水道用地・公衆用道路・公園など23種に区分される
長寿命化	修繕など適切な保全を行うことで、インフラ資産や公共施設を長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること
つながり懇談会	地域住民が福祉課題を出し合い、共有し、自らその解決策を共同作業によって考えていく場
積立金	特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金などに対する経費
デジタル田園都市国家構想	地方からデジタルの実装を進め地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる国の実現を図っていくこと

た行	
デジタルデバイド	コンピューターやインターネットを使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる情報格差
デマンドバス	利用者の移動要望（電話予約等）に応じて、運行経路や時間を調整して効率的な運行計画を立て、柔軟な輸送を可能とする、バスを利用した乗合型の交通システム
テレワーク	ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語
投資的経費	道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている
特化係数	ある地域の特定の産業の相対的な集積度（強み）を見る指数
都道府県支出金	都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある
な行	
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講した人。認知症に関する理解があり、簡単な日常生活の手助けなどを行う
は行	
パブリックコメント （意見公募手続制度）	行政機関が政策を実施するために政令や法令を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組み
ビッグデータ	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。情報機器を通じて個人が発する情報やスーパーやコンビニエンスストアの購買情報など、日々生成されるデータの集合を指し、膨大なデータでありながら、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴を持ち合わせている
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助にかかる経費
普通会計	各地方公共団体の財政状況の把握や地方財政全体の分析などに用いられる、統計上・観念上の会計であり、総務省の定める基準をもって各地方公共団体の会計を統一的に再構築したもの
ベンチャー企業	革新的なアイデア・技術などをもとに、新たな商品やサービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業
や行	
用途地域	快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、工業系の全 12 種類がある

ら行	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生活パターン
リモート	インターネットなどのコンピューターネットワーク上にあるコンピューターや、遠隔地にある端末装置などで構成された利用環境
労働力人口	15歳以上の人口のうち、労働の意志と能力を持つ者の合計。 就業者（休業者も含む）と完全失業者の合計
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること
英数	
5G	5th Generation の略称。1 G、2 G、3 G、4 Gに続く無線通信システムで、高速での大容量通信、低遅延、多数同時接続を可能としている
5R	5Rとは、ごみを減らすための5つの行動を示す言葉で、「Reduce（ごみを減らす）」、「Reuse（再利用する）」、「Recycle（再生利用する）」、「Refuse（余計なものは買わない、受け取らない）」、「Repair（修理する）」のことを指す
AI	Artificial Intelligence の略称で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のことを指す
DX	Digital Transformation の略称で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報や通信に関する技術の総称
IoT	「Internet of Things」の略で、「さまざまな物がインターネットにつながること」「インターネットにつながるさまざまな物」を指す
NPO	「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略で、自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間の組織
RPA	「Robotic Process Automation」の略称で、人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること
SNS	SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスを指す
Society5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していくという概念